

CAPITAL MARKETS BULLETIN

2024年10月号 (Vol.88)

大量保有報告書等に関する違反に相次ぐ課徴金

- I. はじめに
- II. 大量保有報告制度をめぐる近時の議論
- III. ミツ星株式の事例
- IV. サカイ HD 株式の事例
- V. 実務上の影響

森・濱田松本法律事務所

パートナー 宮田 俊

事務所 HP

suguru.miyata@mhm-global.com

アソシエイト 水本 真矢

事務所 HP

shinya.mizumoto@mhm-global.com

アソシエイト 深見 瑞

事務所 HP

mizuki.fukami@mhm-global.com

パートナー 五島 隆文

事務所 HP

takafumi.goto@mhm-global.com

アソシエイト 山口 大貴

事務所 HP

hiroki.yamaguchi@mhm-global.com

アソシエイト 藤平 雄大

事務所 HP

yudai.fujihira@mhm-global.com

I. はじめに

近時、金融商品取引法の大量保有報告制度に関して、課徴金納付命令又はその勧告が相次いでなされ、注目を集めています。2024年8月28日に、金融庁より株式会社ミツ星（以下「ミツ星」といいます。）株式に関する大量保有報告書等の不提出等に対する課徴金納付命令の決定が公表され¹、また、同年9月10日には、株式会社サカイホールディングス（以下「サカイ HD」といいます。）株式に関する大量保有報告書等の不提出等に対して、証券取引等監視委員会が金融庁等に対して課徴金納付命令の勧告を行った旨が公表されています²。

大量保有報告制度における課徴金納付命令や刑事罰といった実効性確保（エンフォースメント）の制度については、これまで相当限定的に行使されてきたように見受けられます。しかしながら、2023年3月2日開催の金融審議会総会において、近時の買収の在り方等を踏まえ、公開買付制度及び大量保有報告制度の改訂方針が示され³、その後設置された金融庁金融審議会「公開買付制度・大量保有報告制度等ワーキング

¹ 金融庁 2024年8月28日付公表「[\(株\)ミツ星株式に係る変更報告書の不提出等に対する課徴金納付命令の決定について](#)」、「[\(株\)ミツ星株式に係る大量保有報告書等の不提出等に対する課徴金納付命令の決定について](#)」、「[\(株\)ミツ星株式に係る大量保有報告書等の不提出等に対する課徴金納付命令の決定について](#)」

² 証券取引等監視委員会 2024年9月10日付公表「[株式会社サカイホールディングス株式に係る大量保有報告書等の不提出及び変更報告書の虚偽記載等に係る課徴金納付命令勧告について](#)」

³ [第51回金融審議会総会説明資料](#)

CAPITAL MARKETS BULLETIN

グループ」が2023年12月25日に公表した「金融審議会公開買付制度・大量保有報告制度等ワーキンググループ報告書」⁴（以下「本WG報告」といいます。）において、大量保有報告制度の実効性が確保されていないという指摘があったことを踏まえ、エンフォースメントの強化が方針の一つとして掲げられていました⁵。

上記の各事例は、かかる方針と軌を一にしていると評するものといえ、当局の動向として注目に値すべきものです。そこで本稿では、大量保有報告制度に関する近時の動向に触れたうえで、各事例の内容を踏まえた実務上の留意点について解説いたします。

II. 大量保有報告制度をめぐる近時の議論

1. 公開買付制度・大量保有報告制度等ワーキング・グループ報告における指摘

本WG報告においては、2008年金融商品取引法改正により、大量保有報告制度の違反抑止の観点から、大量保有報告書等の不提出及び不実記載が課徴金制度の対象とされたものの、その後も大量保有報告書等の提出遅延等が相次いでおり、大量保有報告制度の実効性が確保されていないとの指摘がされていました。その一例として「特に近時は、共同保有者の認定に係る立証の困難性を奇貨として、複数の者が暗黙裡に協調して株券等を取得していることが疑われる事例も見受けられるとの指摘がされている。」とされ、大量保有報告制度の違反が疑われる状態で株式を買い増し、対象会社の支配権の取得を目指す買収（日本版ウルフ・パック⁶とも言われます。）の温床となっているとの問題意識が示されています。

このように大量保有報告書等の提出遅延等が相次いでいる背景としては、「大量保有報告制度違反に対する摘発事例が少ないこともその一因となっていると推測され、まずは大量保有報告制度違反に対する当局の対応を強化していくことが重要である。」とされています。実際、2008年から2022年までの間に大量保有報告書に関して課徴金納付命令が発出されたケースは8件のみであり⁷、また、刑事罰が課された事例も1件のみ⁸と、提出遅延の発生件数や訂正報告書の提出件数（下表ご参照。）と比較すると、課徴金や刑事罰が科されるのは極めて悪質性の高いごく一部の事例に限られているということができます⁹。

⁴ 「金融審議会「公開買付制度・大量保有報告制度等ワーキング・グループ」報告の公表について」

⁵ WG報告における大量保有報告制度の改正方針や、それを受けた禁輸商品取引法の改正法の内容については、CAPITAL MARKETS BULLETIN 2024年5月号（Vol.85）「令和6年金融商品取引法等改正案—大量保有報告制度の見直し—」をご参照ください。

⁶ 石綿学・越智晋平「大量保有報告制度の改正と実務への影響」（旬刊商事法務第2368号（2024））41頁

⁷ 本WG第1回事務局説明資料

⁸ 東京地判平成14年11月8日ジュリスト1279号（2004）147頁（東天紅事件）

⁹ また、大量保有報告書の不提出・虚偽記載の場合の課徴金額は、発行者の時価総額の10万分の1であ

CAPITAL MARKETS BULLETIN

	2019年	2020年	2021年	2022年
提出件数 ¹⁰	平均約 14,000 件			
提出遅延 ¹¹	平均約 1,500 件			
訂正報告書 ¹²	1,719 件	1,746 件	1,919 件	1,609 件

かかる状況も踏まえ、本 WG 報告では「全ての大量保有報告制度違反の摘発が現実的でないとしても、故意性が疑われる不提出や著しい提出遅延など市場の公正性を脅かしかねない事例については積極的に対応を講じていくべきである。」と指摘され¹³、大量保有報告書に関するエンフォースメントの強化に関する今後の当局の実務動向に注目が集まっていました。

なお、2024年9月11日に証券取引等監視委員会が公表した「令和5事務年度 開示検査事例集」¹⁴では、「また、証券監視委は、令和5年1月公表の中期活動方針において、非定型・新類型の事案等（例えば、潜脱的な大量保有等）についても、積極的に対応するとしています。」とされており、上記方針に沿ったものといえます。

2. 共同保有者

下記Ⅲ.及びⅣ.では、冒頭で言及した三ツ星株式及びサカイ HD の各事例について検討していますが、そこでは本 WG 報告でも課題とされていた共同保有者の認定が重要なポイントとなっているため、ここで大量保有報告制度における共同保有者の考え方を簡単に解説いたします。

大量保有報告制度は、投資家の投資判断等の観点から、株券等保有割合が5%を超える株主等（大量保有者）に大量保有報告書を提出することを義務付けるものです（金商法27条の23第1項）。この点、議決権行使等について共同歩調を取ることが想定される一定の種類の株主等は共同保有者と呼ばれ、共同保有者がいる場合、株券等保有割合の計算に当たり当該共同保有者の保有株式を合算することとされ（同4項）、また、大量保有者の報告書において当該共同保有者の保有状況を開示する必要があるとされています（大量保有府令第1号様式）。

共同保有者には、いわゆるみなし共同保有者¹⁵と実質的共同保有者の2種類があ

り金商法172条の7及び172条の8）、実効性確保という観点からは適切な水準が見直しの時期に来ているように思います。

¹⁰ 「[「令和5事務年度 開示検査事例集」の公表について](#)」

¹¹ 「[「令和5事務年度 開示検査事例集」の公表について](#)」

¹² 当事務所調べ

¹³ 本 WG 報告では、併せて、①共同保有者の認定に係る立証の困難性の問題を解決すべく一定の外形的事実が存在する場合には共同保有者とみなす旨の規定の拡充や、大量保有報告制度を遵守しないまま公開買付けを開始しようとする事例に対しては、公開買付け届出書の事前相談の際に大量保有報告書の提出や訂正を求める、そのような場合には訂正命令等の是正措置を行うことができるような枠組みの整備等の施策も掲げられています。

¹⁴ 「[「令和5事務年度 開示検査事例集」の公表について](#)」

¹⁵ 株券等の保有者と当該株券等の発行者が発行する株券等の他の保有者が、株式の所有関係、親族関係その他「特別の関係」にある場合においては、共同保有の合意の有無にかかわらず、当該他の保有者は当該保有者に係る共同保有者とみなされます（金商法27条の23第6項）。「特別の関係」については金商法施行令14条の7第1項及び大量保有府令第5条の3が定めていますが、ある会社と当該会社の役員との関係は「特別の関係」とはされていません。

CAPITAL MARKETS BULLETIN

り、実際に下記でご紹介する事例でも論点となったと思われるのが、後者の実質的共同保有者となります。実質的共同保有関係にあるかは「株券等の保有者が、当該株券等の発行者が発行する株券等の他の保有者と共同して当該株券等を取得し、若しくは譲渡し、又は当該発行者の株主としての議決権その他の権利を行使することを合意している」か否かにより判断されますが（金商法 27 条の 23 第 5 項）、当該合意は口頭でもよいとされており（「株券等の大量保有報告に関する Q&A」¹⁶問 20）、実務上立証には困難性があるとの指摘が本 WG でも再三されています。

Ⅲ. ミツ星株式の事例

本件は、東京証券取引所スタンダード市場に上場するミツ星株式に係る大量保有報告書及び変更報告書における開示規制の違反の事例です。2024 年 6 月 28 日、証券取引等監視委員会により内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令を発出するよう勧告がなされ（以下「本件勧告」といいます。）¹⁷、2024 年 8 月 28 日、株式会社シンシアエ務店（以下「シンシア」といいます。）、大量保有者 A、株式会社和円商事（以下「和円商事」といいます。）に対し課徴金納付命令の決定がなされています（以下「本件決定」といいます。）¹⁸。

なお、大量保有者 A の氏名は本件勧告及び本件決定上明らかにされてはませんが、本件勧告の内容と整合する形で大量保有報告書等が提出されている状況からすると、和円商事と連名で当該大量保有報告書等を提出している者が大量保有者 A と推察されるため、かかる前提で以下、記載します。

1. ミツ星に係る支配権争い（同意なき買収）

本件の背景を理解するためには、ミツ星に係る支配権争いについても見ておく必要があります。

すなわち、後述のシンシア、アダージキャピタル有限責任事業組合（以下「アダージキャピタル」といいます。）、大量保有者 A 及び和円商事の株式の取得に関連して、公表情報によれば、アダージキャピタルはミツ星に対し、取締役の解任、新任取締役の選任を目的事項とする株主総会の招集請求¹⁹や株主提案²⁰を行っているところ、そうしたミツ星との支配権争いの最中に請求・提案者側が提出した大量保有報告書等に記載された株券等保有割合が実際のものよりも過小であったといえま

¹⁶ 「株券等の大量保有報告に関する Q&A」

¹⁷ 証券取引等監視委員会 2024 年 6 月 28 日付公表「株式会社ミツ星株式に係る大量保有報告書等の不提出及び変更報告書の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告について」

¹⁸ シンシア：金融庁 2024 年 8 月 28 日付公表「(株)ミツ星株式に係る大量保有報告書等の不提出等」

大量保有者 A：金融庁 2024 年 8 月 28 日付公表「(株)ミツ星株式に係る大量保有報告書等の不提出等」

和円商事：金融庁 2024 年 8 月 28 日付公表「(株)ミツ星株式に係る変更報告書の不提出等」

¹⁹ ミツ星の 2022 年 2 月 28 日付「株主による臨時株主総会の招集請求に関するお知らせ」

²⁰ ミツ星の 2022 年 5 月 18 日付「株主提案に対する当社取締役会の意見に関するお知らせ」

CAPITAL MARKETS BULLETIN

す。

開示資料から把握できる事実関係は以下のとおりです。

日時	事象	証券取引等監視委員会により認定された株券等保有割合 (シンシア・アダージ)	証券取引等監視委員会により認定された株券等保有割合 (大量保有者 A・和円商事)	2023年9月1日以前に提出された報告書の記載に基づく株券等保有割合
2021年8月24日から2021年9月9日	✓ シンシア及びアダージキャピタルの大量保有報告書及び変更報告書 No.1 から No.3 の提出義務発生 (不提出)	シンシア及びアダージキャピタル : 9.12% ²¹		アダージキャピタル : 4.14% ²²
2021年9月10日	✓ 大量保有者 A の大量報告書の提出義務発生 (不提出)		大量保有者 A : 5.19%	
2021年9月21日から2021年9月30日	✓ シンシア及びアダージキャピタルの変更報告書 No.4 から No.5 の提出義務発生 (不提出) ✓ 大量保有者 A の変更報告書 No.1 の提出義務発生 (不提出) ²³	シンシア及びアダージキャピタル : 11.18% ²⁴	大量保有者 A : 6.28% ²⁵	アダージキャピタル : 6.16% ²⁶ 大量保有者 A : 不明
2022年2月22日	✓ シンシア及びアダージキャピタルの変更報告書 No.6 の提出義務発生 (不提出、虚偽記載) ✓ アダージキャピタルは三ツ星の代表取締役に対し、三ツ星の取締役 (ただし、監査等委員である取締役を除く。) 3名の解任、新任取締役 (同) 3名の選任等を目的事項とする臨時株主総会 (以下「本件臨時株主総会」) 招集請求	シンシア及びアダージキャピタル : 11.31%		アダージキャピタル : 6.34% CMC JAPAN 株式会社 (共同保有者) : 0.99% 合計 : 7.33%
2022年2月25日	✓ 大量保有者 A の変更報告書 No.2 の提出義務発生 (不提出)		大量保有者 A : 7.29%	大量保有者 A : 1.09%
2022年3月7日	✓ アダージキャピタルの変更報告書 No.7 の提出義務発生 (不提出)	アダージキャピタル : 6.34%		アダージキャピタル : 不明
2022年3月8日	✓ アダージキャピタルが本件各議案を決議事項とする臨時株主総会招集許可の申し立て			
2022年3月11日から2022年3月22日	✓ シンシアが大量保有報告書、変更報告書 No.1 及び変更報告書 No.2 並びにそれぞれの訂正報告書を提出			
2022年3月18日	✓ 大量保有報告者 A 及び和円商事の変更報告書 No.3 の提出義務発生 (不提出)		大量保有者 A : 5.31% 和円商事 (共同保有者) : 1.97% 合計 : 7.29%	大量保有者 A : 5.64%
2022年3月25日	✓ 三ツ星からアダージキャピタル及びシンシアに対し質問事項を送付			
2022年4月8日	✓ 三ツ星は本件臨時株主総会を招集する			

²¹ 2021年9月9日時点²² 同上²³ 2021年9月22日時点²⁴ 2021年9月30日時点²⁵ 2021年9月22日時点²⁶ 2021年9月29日時点

CAPITAL MARKETS BULLETIN

日	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 旨決定・公表 ✓ 三ツ星取締役会は各議案について反対する旨並びに買収防衛の対応方針等を公表 ✓ 三ツ星はアダージキャピタル及びその他関係者（大量保有者 A 及び和円商事を含む。）に対し、大規模買付行為等意向表明書の提出を要請 			
2022年4月24日	<ul style="list-style-type: none"> ✓ アダージキャピタルは定時株主総会において、取締役 2 名の選任及び監査等委員である取締役 2 名の選任を目的事項とすること等を求める株主提案。後に撤回 			
2022年4月25日	<ul style="list-style-type: none"> ✓ アダージキャピタルは 3 月 25 日付質問事項について、大量報告書等の提出期限徒過の理由は失念していた旨等回答 ✓ また、アダージキャピタルは、上記意向表明書について、アダージキャピタルは「大規模買付行為等」を行っておらず、「大規模買付者」に該当しない旨回答し、大規模買付行為等意向表明書を提出せず 			
2022年5月9日	<ul style="list-style-type: none"> ✓ アダージキャピタルは買収防衛策を有事導入したことに対する抗議、今後三ツ星株式を買い進める予定がない旨表明 			
2022年5月12日	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 和円商事が大量保有報告書を提出 ✓ 三ツ星が本件臨時株主総会を開催 ✓ 本件各議案否決 			
2022年5月17日	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 大量保有者 A が大量保有報告書及び大量保有報告書に係る訂正報告書を提出 ✓ 和円商事が大量保有報告書を取下げ 			
2022年5月18日	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 大量保有者 A が変更報告書 No.1 を提出（虚偽記載） ✓ 三ツ星は取締役会において本件対応方針に基づいて対抗措置の発動を決議・公表 		大量保有者 A : 5.31% 和円商事（共同保有者）: 1.97% 合計 : 7.29%	大量保有者 A : 3.67% 和円商事（共同保有者）: 1.97% 合計 : 5.64%
2022年5月27日	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 大量報告者 A 及び和円商事に変更報告書 No.4 の提出義務発生（不提出） 		大量保有者 A : 5.31% 和円商事（共同保有者）: 0.35% 合計 : 5.66%	大量保有者 A : 5.31% 和円商事（共同保有者）: 1.97% 合計 : 7.29%
2022年6月1日	<ul style="list-style-type: none"> ✓ アダージキャピタルは大阪地方裁判所に対し本件対抗措置に基づく新株予約権無償割当新株予約権の無償割当について差止めの仮処分命令申立て 			
2022年6月13日	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 大量保有報告者 A 及び和円商事に変更報告書 No.5 の提出義務発生（虚偽記載） 		大量保有者 A : 5.31% 和円商事（共同保有者）: 0.35% 合計 : 5.66%	大量保有者 A : 5.31% 和円商事（共同保有者）: 1.97% 合計 : 5.66%
2022年6月16日	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 大量保有者 A は変更報告書 No.2 及び No.3 を提出（No.2 につき虚偽表示、No.3 は後に取下げ） 		大量保有者 A : 5.31% 和円商事（共同	大量保有者 A : 5.31% 和円商事

CAPITAL MARKETS BULLETIN

			保有者) : 0.35% 合計 : 5.66%	(共同保有者) : 1.97% 合計 : 5.66%
2022年6月24日	✓	三ツ星は定時株主総会を開催 ✓ 本件対抗措置に基づく新株予約権無償割当の議案が可決		
2022年6月30日	✓	大量保有者 A は変更報告書 No.4 を提出	大量保有者 A : 4.29% 和円商事 (共同保有者) : 0.00% 合計 : 4.29%	大量保有者 A : 4.40% 和円商事 (共同保有者) : 0.00% 合計 : 4.40%
2022年7月28日	✓	三ツ星は本件対抗措置に基づく新株予約権無償割当の実行を中止決定		
2022年7月29日	✓	アダージキャピタルが、三ツ星の取締役3名の解任、新任取締役4名の選任等を目的事項 (以下「本件各議案②」) とする臨時株主総会 (以下「本件臨時株主総会②」) 招集請求		
2022年8月18日から2022年8月23日	✓	シンシアが変更報告書 No.3 及びその訂正報告書を提出		
2022年9月20日	✓	三ツ星はアダージキャピタルと 10月25日開催予定の本件臨時株主総会②にてアダージキャピタルが提案する取締役2名及び監査等委員3名を選任し、現任の取締役3名及び監査等委員3名全員が辞任する旨の合意 (以下「本件合意」) をしたことを公表		
2022年10月7日	✓	三ツ星は本件臨時株主総会②の招集通知を公表・発送		
2022年10月25日	✓	本件臨時株主総会②において本件各議案②可決		
2022年11月24日	✓	大量保有者 A に大量保有報告書の提出義務発生 (不提出)		
2022年12月12日	✓	シンシアが変更報告書 No.2 に係る訂正報告書を提出 (2月22日時点で保有目的が「経営参画、長期保有」に変更されていた旨)	大量保有者 A : 5.15%	大量保有者 A : 不明

※薄緑の塗りつぶしはシンシア、大量保有者 A 及び和円商事が勧告前の時点で提出していた大量保有報告書等

2. シンシア

(1) 違反行為の内容

シンシアは三ツ星株式に関する大量保有報告書、変更報告書及び訂正報告書を2022年3月11日、14日、15日、22日、8月18日、23日及び12月12日に提出してはありますが (以下、これらの大量保有報告書及び変更報告書を併せて「旧報告書①」といいます。)、本件勧告が出される直前である、2024年6月14日付で訂正報告書3通及び変更報告書3通が提出されています (その後、同月19日付でこれらの変更報告書及び訂正報告書の一部に訂正がなされています。これらの報告書を併せて「新報告書①」といいます。)

旧報告書①及び新報告書①並びに本件勧告・本件決定によれば、本件に関する違

CAPITAL MARKETS BULLETIN

反行為の内容は以下の表のとおりです。なお、本件勧告の勧告内容による提出義務発生日及びその内容と整合する形で新報告書①は提出されておりますので、新報告書①は、証券取引等監視委員会の懲憑を受けて正しい内容として提出されたものと思われる。

No.	証券取引等監視委員会により不提出とされた報告書名	報告義務発生日	新報告書① (2024年6月14日提出)	旧報告書①の提出状況 (2022年3月11日及び3月15日提出)	違反行為
1	大量保有報告書	2021年 8月24日	報告書名：訂正報告書 本文保有及び第2号保有 株券等保有割合 5.19% シンシア及びアダージ キャピタルの保有	提出なし	不提出（大量保有者になったのにもかかわらず、提出期限までに大量保有報告書を提出しなかった。）
2	変更報告書 No.1	8月27日	報告書名：訂正報告書 本文保有及び第2号保有 株券等保有割合 6.16% シンシア及びアダージ キャピタルの保有	提出なし	不提出（株券等保有割合が1%以上増加したのにもかかわらず、提出期限までに変更報告書No.1を提出しなかった。）
3	変更報告書 No.2	9月2日	報告書名：変更報告書 No.2 本文保有及び第2号保有 株券等保有割合 7.96% シンシア及びアダージ キャピタルの保有	提出なし	不提出（株券等保有割合が1%以上増加したのにもかかわらず、提出期限までに変更報告書No.2を提出しなかった。）
4	変更報告書 No.3	9月9日	報告書名：変更報告書 No.3 本文保有及び第2号保有 株券等保有割合 9.12% シンシア及びアダージ キャピタルの保有	提出なし	不提出（株券等保有割合が1%以上増加したのにもかかわらず、提出期限までに変更報告書No.3を提出しなかった。）
5		9月16日		報告書名：大量保有報告書 提出日：2022年3月11日 第2号保有 株券等保有割合 5.04% アダージキャピタルの保有	違反行為認定なし
6	変更報告書 No.4	9月21日	報告書名：変更報告書 No.4 本文保有及び第2号保有 株券等保有割合 10.16% シンシア及びアダージ キャピタルの保有	提出なし	不提出（株券等保有割合が1%以上増加したのにもかかわらず、提出期限までに変更報告書No.4を提出しなかった。）
7		9月29日		報告書名：変更報告書 No.1 提出日：2022年3月11日	違反行為認定なし

CAPITAL MARKETS BULLETIN

				日 第2号保有 株券等保有割合 6.16% アダージキャピタルの保有	
8	変更報告書 No.5	9月30日	報告書名：変更報告書 No.5 本文保有及び第2号保有 株券等保有割合 11.18% シンシア及びアダージ キャピタルの保有	提出なし	不提出（株券等 保有割合が 1% 以上増加したの にもかかわら ず、提出期限ま でに変更報告書 No.5 を提出し なかった。）
9	変更報告書 No.6	2022年 2月22日	報告書名：訂正報告書 本文保有及び第2号保有 株券等保有割合 11.31% シンシア及びアダージ キャピタルの保有 保有目的を経営参画、長 期保有とする変更	報告書名：変更報告書 No.2 提出日 2022年3月15日 第2号保有 株券等保有割合 6.34% アダージキャピタルの保 有 保有目的を経営参画、長 期保有とする変更	不提出及び虚偽 記載（保有目的 が変更されたの にもかかわら ず、変更報告書 No.6 を提出し なかった。保有 株券等の数が 14万3,300株で あるところを 8 万300株と記載 し、株券等保有 割合が 11.31% であるところを 6.34%と記載し た。）
10	変更報告書 No.7	3月7日	報告書名：変更報告書 No.7 第2号保有 株券等保有割合 6.34% アダージキャピタルの保 有	提出なし	不提出（株券等 保有割合が 1% 以上減少したの にもかかわら ず、変更報告書 No.7 を提出し なかった。）

※旧報告書①の提出状況の列は、報告義務発生日として記載された日をもとに記載

上表のとおり、新報告書①においては法 27 条の 23 第 3 項本文（いわゆる本文保有）を根拠として保有株券等とされる株券等が、旧報告書①においては記載されていません²⁷。

また、これと併せて、当該株券等に関する担保等重要な契約欄においては、訂正前の大量保有報告書（旧報告書①（上表 No.5））には「当該株式はアダージキャピタル有限責任事業組合が運用の一環で保有しており、株式会社シンシア工務店が組合員として報告しております。」とされていたのに対し、訂正後の大量保有報告書（新報告書①（上表 No.1））には、「当該株式は株式会社シンシア工務店及びアダージキャピタル有限責任事業組合が運用の一環で保有しており、株式会社シンシア工務店が組合員として報告しております。」とされています。

このような記載の背景として、有限責任事業組合の場合、法人格を有しない組合

²⁷ 本件勧告によれば、2022年2月22日を報告義務発生日として提出された2022年3月15日付「変更報告書 No.2」と題する変更報告書については、虚偽記載であり、保有株券等の数が14万3,300株であった旨指摘されており、シンシア単体で最大6万6,000株過小に報告していたこととなります。

CAPITAL MARKETS BULLETIN

であるところ、当該組合を保有者とするのではなく、法 27 条の 23 第 3 項の規定に従い、実質的にこれを所有し、議決権等の行使権限・指図権限を有し又は投資決定権限を有している業務執行組合員等を保有者として大量保有報告書を提出する必要があり、さらに、その旨を当該株券等に関する担保等重要な契約欄に記載する必要があります²⁸。

かかる法令上の定めから、訂正前の記載はアダージキャピタルが株式を保有しているものの、アダージキャピタルが法人格を有しないことから、業務執行組合員であるシンシアが議決権等の行使権限・指図権限を有し又は投資決定権限を有していること等を理由として、2 号保有者として大量保有報告書類を提出している旨の記載であったと考えられますが、訂正後の記載は組合員としての 2 号保有に加え、シンシア自身も株式を本文保有している旨の記載と理解できます。

これらの内容からすると、シンシア及びアダージキャピタルが、共同保有者であるにもかかわらず、共同保有者として提出をしていなかった、ということではなく、シンシアは自己の本文保有分を申告しておらず、また、アダージキャピタルの組合員としての 2 号保有分についても正確な数値を記載していなかったところ、証券取引等監視委員会が、保有実態に踏み込んで大量保有報告書及び変更報告書における開示規制の違反を指摘したものと考えられます。

(2) 課徴金額等

本件勧告及び本件決定においてシンシアの違反行為の内容は、8 件の大量有報告書等の法定の提出期限の徒過（不提出）と 1 件の虚偽記載であり、課徴金は 32 万円となっています。

大量保有報告書・変更報告書の不提出・虚偽記載の場合の課徴金額は、1 件当たり、発行会社の時価総額の 10 万分の 1 であるところ（不提出：法 172 条の 7、虚偽記載：法 172 条の 8）、三ツ星の時価総額は当時、概ね 35 億円から 53 億円程度であったため、合計 9 件の違反行為が認められたにもかかわらず、32 万円という極めて低い課徴金額となっています。

3. 大量保有者 A 及び和円商事

(1) 違反行為の内容

大量保有者 A 及び和円商事は三ツ星株式に関する大量保有報告書、変更報告書及び訂正報告書を 2022 年 5 月から 2023 年 9 月にかけて主に大量保有者 A 及び和円商事の連名又は大量保有者 A 単独で提出しており²⁹（以下、これらの大量保有報告書及び変更報告書を併せて「旧報告書②」といいます。）、本件勧告が出される直前

²⁸ 大量保有府令第 1 号様式・記載上の注意(9)a

²⁹ 和円商事単独で提出された 2022 年 5 月 12 日付大量保有報告書は 2022 年 5 月 17 日付訂正報告書によって取り下げられています。

CAPITAL MARKETS BULLETIN

である、2024年6月13日付で大量保有報告書、訂正報告書5通及び変更報告書2通が提出され、同月14日に訂正報告書1通、同月19日に訂正報告書4通（以下、これらの報告書を併せて「新報告書②」）が提出されています。

旧報告書②及び新報告書②によれば、本件に関する違反行為の内容は以下の表のとおりです。なお、本件勧告の勧告内容による提出義務発生日及びその内容と整合する形で新報告書②は提出されておりますので、新報告書②についても、証券取引等監視委員会の懲罰を受けて正しい内容として提出されたものと思われる。

No.	証券取引等監視委員会により不提出とされた報告書名	報告義務発生日	新報告書②	旧報告書②の提出状況	違反行為
1	大量保有報告書	2021年 9月10日	報告書名：訂正報告書 大量保有者 A 株券等保有割合 6.01%	提出なし	不提出（大量保有者 A は大量保有者となったにもかかわらず、大量保有報告書を提出しなかった。）
2	変更報告書 No.1	9月22日	報告書名：変更報告書 No.1 大量保有者 A 株券等保有割合：6.28%	提出なし	不提出（大量保有者 A の株券等保有割合が 1% 以上増加したにもかかわらず、提出期限までに変更報告書 No.1 を提出しなかった。）
3	変更報告書 No.2	2022年 2月25日	報告書名：変更報告書 No.2 大量保有者 A 株券等保有割合：7.29%	提出なし	不提出（大量保有者 A の株券等保有割合が 1% 以上増加したにもかかわらず、提出期限までに変更報告書 No.2 を提出しなかった。）
4	変更報告書 No.3	3月18日	報告書名：訂正報告書 大量保有者 A 株券等保有割合 5.31% 和円商事 株券等保有割合 1.97%	報告書名：大量保有報告書 提出日：2022年5月17日 大量保有者 A（役員） 株券等保有割合：6.01% 保有目的：純投資	不提出（大量保有者 A の単体株券等保有割合が 1% 以上減少したにもかかわらず、また、和円商事が単体株券等保有割合 1% 以上の共同保有者となったにもかかわらず、提出期限までに変更報告書 No.3 を提出しなかった。）
5		3月22日		報告書名：変更報告書 No.1 提出日：2022年5月18日 大量保有者 A 株券等保有割合：3.67%	虚偽記載（大量保有者 A の保有株券等の数が 6 万 7,300 株であるところを 4 万

CAPITAL MARKETS BULLETIN

				和円商事（共同保有者） 株券等保有割合 1.97%	6,500 株と記載し、単体株券等保有割合が 5.31%であるところを 3.67%と記載し、また、大量保有者 A と和円商事の保有株券等の総数が 9万 2,300 株であるところを 7万 1,500 株と記載し、株券等保有割合が 7.29%であるところを 5.64%と記載した。）
6		3月 23 日		報告書名：変更報告書 No.2 提出日：2022 年 6 月 16 日 大量保有者 A 株券等保有割合：6.01% 和円商事（共同保有者） 株券等保有割合 1.97%	虚偽記載（和円商事の保有株券等の数が 4,400 株であるところを 2万 5,000 株と記載し、単体株券等保有割合が 0.35%であるところを 1.97%と記載し、また、大量保有者 A と和円商事の保有株券等の総数が 7万 1,700 株であるところを 9万 2,300 株と記載し、株券等保有割合が 5.66%であるところを 7.29%と記載した。）
7	変更報告書 No.4	5月 27 日	報告書名：訂正報告書 大量保有者 A 株券等保有割合 5.31% 和円商事（共同保有者） 株券等保有割合 0.35%	提出なし	不提出（和円商事の単体株券等保有割合が 1%以上減少したにもかかわらず、また、大量保有者 A 及び和円商事の株券等保有割合が 1%以上減少したにもかかわらず、変更報告書 No.4 を提出しなかった。）
8		5月 31 日		報告書名：変更報告書 No.3 提出日：2022 年 6 月 16 日 大量保有者 A 株券等保有割合：5.31% 和円商事（共同保有者） 株券等保有割合 0.32% 後に取下げ	違反行為なし

CAPITAL MARKETS BULLETIN

9		6月13日	報告書：変更報告書 No.5 大量保有者 A 株券等保有割合 4.29% 和円商事（共同保有者） 株券等保有割合 0%	提出なし	違反行為なし
10		6月30日		報告書名：変更報告書 No.4 大量保有者 A 株券等保有割合：4.40% 和円商事 株数：0株 株券等保有割合：0.00%	違反行為なし
11	大量保有報告書	11月24日	報告書名：大量保有報告書 大量保有者 A（役員） 株券等保有割合：5.15%	提出なし	不提出（大量保有者 A は大量保有者となったにもかかわらず、大量保有報告書を提出しなかった。）

※報告書①の提出状況の列は、報告義務発生日として記載された日をもとに記載

上表のとおり、大量保有者 A 及び和円商事は、三ツ星株式に係る大量保有及び変更報告書について法定の提出期限までに提出せず又は虚偽の記載を行い、単体での保有株券等の数及び共同での保有株券等の数共に正確に報告していなかったことがわかります。また、共同保有者の株券等の数等の虚偽記載として指摘されていることから、証券取引等監視委員会は旧報告書②変更報告書 No.1（上表 No.5）の提出義務発生日である 2022 年 3 月 22 日以前より、両者が実質的共同保有者と認定していることがわかります。

証券取引等監視委員会が、どのような事実関係や証拠に基づき、実質的共同保有者と認定したかは、公表資料等からは伺い知ることはできませんが、上記 II.2 のとおり、実質的共同保有者の該当性の認定は、一般的に非常に難しい面があると考えられますので、証券取引等監視委員会としては、本件特有の具体的な事実関係や証拠を収集、検討していたと思われます。

(2) 課徴金額等

本件勧告及び本件決定の大量保有者 A に関する内容は、6 件の大量有報告書等の不提出と 2 件の虚偽記載であり、課徴金は 40 万円となっています。また、和円商事に関する内容は、2 件の変更報告書の不提出と 2 件の虚偽記載となっており、課徴金は 26 万円となっています。なお、本件勧告及び本件決定の和円商事に関する指摘事項は全て大量保有者 A と共同保有者に当たることが前提となっています。

CAPITAL MARKETS BULLETIN

IV. サカイ HD 株式の事例

1. 事案の経緯

証券取引等監視委員会は、2024年9月10日、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、サカイHD株式に係る大量保有報告書等の不提出及び変更報告書の虚偽記載等について、株式会社サカイ（以下「サカイ」という。）及び株式会社サンワ（以下「サンワ」という。）に対し、それぞれ10万円の課徴金納付命令を発出するよう勧告を行いました。本件については、本書日現在、課徴金納付命令の決定は公表されていないものの、両者より違反事実等を認める旨の答弁書が提出されたことにより、審判期日は開催しないことが決定しています。

本件についての証券取引等監視委員会のリリースによれば、「株式会社サカイホールディングスの株主であるサカイとサンワは、株式会社サカイホールディングスの株主総会において株主提案（取締役の選任）を行うこと及びその賛成について、共同して株主としての議決権を行使することを合意していた（共同保有者に該当）。」とのことであり、報告義務発生日等を踏まえると、サカイHDの第32回株主総会に関してサカイが行った株主提案がそれに該当するものと推察されます。株主提案を行ったサカイの代表取締役であるB氏（以下「B氏」といいます。）は、元々サカイHDの代表取締役を務めていたところ、サカイHDの連結子会社で発生した会計不正を理由に2022年3月28日付で取締役を退任しており³⁰、その後、共同保有関係が生じたとされる2022年10月19日に³¹、サンワの関係者を含む3名を候補者とする取締役選任の件について株主提案を行っています。

開示資料から把握できる事実関係は以下のとおりです。

日時	事象	証券取引等監視委員会により認定された株券等保有割合	サカイ及びサンワ提出が2024年2月20日以前に提出した報告書に記載の株券等保有割合
2022年2月9日	✓ サカイHDにおいて連結子会社の売掛金過大計上の疑いがあることが判明し、2022年9月期第1四半期決算発表を延期・独立調査委員会を設置	—	サカイ：33.19% サンワ：— 共同保有関係：無
2022年3月25日	✓ サカイHDが独立調査委員会による調査報告書を公表	—	サカイ：33.19% サンワ：— 共同保有関係：無
2022年3月28日	✓ B氏がサカイHD代表取締役を退任	—	サカイ：33.19% サンワ：— 共同保有関係：無
2022年5月26日	✓ サンワの大量保有報告書の報告義務が発生	—	サカイ：33.19% サンワ：31.03% 共同保有関係：無

³⁰ サカイHDの2022年3月28日付「代表取締役・取締役の異動に関するお知らせ」

³¹ サンワの変更報告書 No.1

CAPITAL MARKETS BULLETIN

2022年5月27日	✓	サカイの変更報告書 No.22 の報告義務が発生	—	サカイ：2.15% サンワ：31.03% 共同保有関係：無
2022年5月30日	✓ ✓	サンワが大量保有報告書を提出 サカイが変更報告書 No.22 を提出	—	サカイ：2.15% サンワ：31.03% 共同保有関係：無
2022年10月19日	✓ ✓ ✓	サカイがサカイ HD に対して第 32 回株主総会に 「取締役 3 名専任の件」について株主提案を行う サカイ・サンワ間で共同議決権行使に関する合意が行われる サカイの大量保有報告書（下記 2 の①-1）の報告義務が発生	サカイ：2.15% サンワ：31.03% 共同保有関係：有 （合計：33.19%）	サカイ：2.15% サンワ：31.03% 共同保有関係：無
2022年11月16日	✓	サカイ HD がサカイによる株主提案に対する反対意見を表明	—	サカイ：2.15% サンワ：31.03% 共同保有関係：無
2022年12月22日	✓ ✓	サカイ HD 株主総会 サンワが変更報告書 No.1（下記 2 の②-1）を提出（虚偽記載）	—	サカイ：2.15% サンワ：31.03% 共同保有関係：無
2022年12月23日	✓ ✓	サカイ・サンワ間の共同保有議決権行使に関する合意が解消 サカイの変更報告書 No.1（下記 2 の①-2）及びサンワの変更報告書 No.2（下記 2 の②-2）の報告義務が発生	サカイ：2.15% サンワ：31.03% 共同保有関係：無	サカイ：2.15% サンワ：31.03% 共同保有関係：無
2024年2月21日	✓	サカイが大量保有報告書（下記 2 の①-1）を提出（提出遅延）	—	—
2024年2月26日	✓	サカイが大量保有報告書（下記 2 の①-1）の訂正報告書及び変更報告書 No.1（下記 2 の①-2）を提出（変更報告書 No.1 は提出遅延）	—	—
2024年2月27日	✓	サカイが変更報告書 No.1（下記 2 の①-2）の訂正報告書を提出	—	—
2024年3月12日	✓	サンワが変更報告書 No.1（下記 2 の②-1）の訂正報告書及び変更報告書 No.2（下記 2 の②-2）を提出（変更報告書 No.2 は提出遅延）	—	—

2. 違反行為の内容

本件で不提出及び虚偽記載があったとされる大量保有報告書及び変更報告書は以下のとおりです。

以下、2024年2月21日から2024年3月12日かけてサカイ及びサンワから提出された大量保有報告書等を新報告書、2022年12月22日にサンワから提出された変

CAPITAL MARKETS BULLETIN

更報告書を旧報告書として記載しています。

①サカイにおける大量保有報告書等の不提出

No.	証券取引等監視委員会により不提出とされた報告書名	報告義務発生日	新報告書	旧報告書の提出状況	違反行為
1	大量保有報告書	2022年 10月19日	報告書名：大量保有報告書 提出日：2024年2月21日 報告書名：大量保有報告書の訂正報告書 提出日：2024年2月26日 株券等保有割合：33.19% サンワ（共同保有者） 株券等保有割合：31.03%	提出なし	不提出（サンワとの間で議決権行使に関する合意が行われ、サンワが共同保有者となったことにより大量保有者となったにもかかわらず、提出期限までに大量保有報告書を提出しなかった。）
2	変更報告書 No.1	2022年 12月23日	報告書名：変更報告書 No.1 提出日：2024年2月26日 変更報告書 No.1 の訂正報告書 提出日：2024年2月27日 株券等保有割合：2.15%	提出なし	不提出（サンワとの間で議決権行使に関する合意が解消されたことにより、サンワが共同保有者ではなくなり、加えて株券等保有割合が1%以上減少したにもかかわらず、提出期限までに変更報告書を提出しなかった。）

②サンワにおける変更報告書の虚偽記載・不提出等

No.	証券取引等監視委員会により不提出・虚偽記載とされた報告書名	報告義務発生日	新報告書	旧報告書の提出状況	違反行為
1		2022年10月 19日	報告書名：変更報告書 No.1 の訂正報告書 提出日：2024年3月12日 株券等保有割合：33.19% サカイ（共同保有者） 株券等保有割合：2.15%	報告書名：変更報告書 No.1 提出日：2022年 12月22日 株券等保有割合： 31.03%	虚偽記載（サカイとの間で議決権行使に関する合意が行われ、サカイが共同保有者となったにもかかわらず、その旨を記載せず、また、保有株券等の総数及び株券等保有割合を自社の保有株券等の数のみを元に記載した。）
2	変更報告書 No.2	2022年 12月23日	報告書名：変更報告書 No.2 提出日：2024年3月12日 株券等保有割合：31.03%	提出なし	不提出（サカイとの間で議決権行使に関する合意が解消されたことにより、サカイが共同保有者ではなくなり、加えて株券等保有割合が1%以上減少したにもかかわらず、提出期限

CAPITAL MARKETS BULLETIN

					までに変更報告書を提出しなかった。)
--	--	--	--	--	--------------------

本件では、サカイとサンワは、議決権行使に関する合意があったとして、実質的共同保有者に該当すると認定されています。

一方で、本課徴金納付命令勧告に先立って、サカイ及びサンワはそれぞれ不提出とされた大量保有報告書等の提出、虚偽記載があったとされた変更報告書の訂正等を行っていますが、【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】欄において、共同保有の合意の当時の認識の有無について留保していたようです（上記のとおり、最終的には審判手続で違反事実等を認める旨の答弁書を提出しています。）。下記の「外部の指摘」や「訂正を促す」は、証券取引等監視委員会のことを指していると思われ、同委員会による開示検査があり、訂正等の懲憑が行われたこと、サカイ及びサンワはそれに従って訂正等を行ったということが伺われます。

・サカイの大量保有報告書（2024年2月21日提出、2024年2月26日訂正）

2022年10月19日付で、共同保有者1との間で発行者株式に係わる議決権の共同行使に関する合意を行っている（なお、報告義務発生日当時、提出者は、共同保有者1との間で議決権行使に関する協議を行うとともに、提出者が提出予定であった株主提案への賛同を求めていたものの、共同保有者1からは、当該株主提案への賛同を確約する明示の意思表示がなかったため、議決権行使に関する合意は成立していないと認識していた。もっとも、その後、共同保有者1が、報告義務発生日時点において、提出者の株主提案に賛同する意思を有していたことを窺わせる事情が判明し、当該事情を踏まえると、同時点において議決権の共同行使の合意があったと認めるのが相当であるとの指摘が外部よりなされたため、本書を提出するものである。。

・サンワの変更報告書 No.1（2022年12月22日提出、2024年3月12日訂正）

2022年10月19日付で、共同保有者1との間で発行者株式に係わる議決権の共同行使に関する合意をしたことになるとの評価を受け入れる（提出者に係る認識はなかったが、共同保有者1による同日付の株主提案に関し、外部より合意があったと評価されるとの指摘がありその訂正を促されたため、本書を提出するものである。）。

証券取引等監視委員会が、どのような事実関係や証拠に基づき、共同議決権行使の合意があったと認定したかは、公表資料等からは伺い知ることはできませんが、上記Ⅱ.2のとおり、実質的共同保有者の該当性の認定は、一般的に非常に難しい面があると考えられますので、証券取引等監視委員会としては、本件特有の具体的な事実関係や証拠を収集、検討していたと思われま。

なお、サカイとサンワはともに共同保有の合意が行われたとされる2022年10月19日及び解消されたとされる2022年12月23日を報告義務発生日とする大量保有報告書又は変更報告書を提出していませんが、サンワは、2022年12月15日を報告

CAPITAL MARKETS BULLETIN

義務発生日とする変更報告書 No.1 を 2022 年 12 月 22 日に提出していたところ、共同保有の合意が行われたことにより 2022 年 10 月 19 日に報告義務が発生したとされる変更報告書の不提出については、当該変更報告書 No.1 の虚偽記載と認定されています。大量保有報告書又は変更報告書の不提出及び虚偽記載は、いずれも課徴金の計算方法は同じであるものの、課徴金の減算制度の対象となるのは不提出の場合のみであるという点で違いがあるところ、今後本件のように報告義務が発生していることを見過ごして別の報告義務発生を理由に変更報告書を提出してしまった場合に、不提出として課徴金の減算制度を利用できるかを検討する際の先例となると思われ、注目されます。

V. 実務上の影響

上記のとおり金融庁による課徴金納付命令及び証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告が行われた 2 件は、いずれも対象会社に対して大量保有者による取締役の解任及び選任に関する株主提案がなされており、対象会社の支配権に関する争いが生じていたと考えられる事案です。元々本 WG 報告においては、大量保有報告制度の違反が疑われる状態で株式を買い増し、対象会社の支配権の取得を目指す買収についての懸念もあり、大量保有報告制度に係るエンフォースメントの強化が指摘されていたことが背景にある可能性もあります。そのため、対象会社に対する支配権に関する争いが生じていない場面においても金融庁や証券取引等監視委員会によるエンフォースメントが強化されるかは、今後の動向を注視していく必要がありますが、II. にご紹介したとおり、これまで大量保有報告書制度の違反に対するエンフォースメントが限定的であったとの指摘があり、証券取引等監視委員会においてもこれを意識したと思われるメッセージを発出していることからすれば、対象会社の支配権が問題となる事例に限られず、違反と思われる事実については積極的な運用を行っていくことも考えられます。

このような動向を踏まえれば、大量保有報告制度に係る報告書については、今後の証券取引等監視委員会の動向を意識する必要があり、その準備及び提出に当たっては後日訂正等を求められることのないよう必要に応じて専門家の確認を得ることが望ましいと思われれます。本稿で述べた各事例では実質的共同保有者の範囲が論点となっていますが、特に買収が絡む局面においては、今後その該当性についてはより一層慎重に検討していく必要があると思われれます。

また、大量保有報告書・変更報告書の提出遅延や虚偽の記載が判明した場合には、専門家に相談しつつ慎重に対応していく必要があると考えられます。特に大量保有・変更報告書の提出遅延については減算申請の制度が存在するところ³²、これまでは大

³² 大量保有・変更報告書の不提出があった場合に、証券取引等監視委員会等の検査又は報告の徴収等が開始される前に、違反事実を報告した場合に、違反事実に係る課徴金の額を法定の金額の半額とするものです（金商法 185 条の 7 第 14 項）。制度については証券取引等監視委員会のホームページ（<https://www.fsa.go.jp/sesc/kachoukin/tetuduki/01.html#03>）もご参照ください。

CAPITAL MARKETS BULLETIN

量保有・変更報告書の提出遅延があっても当該制度を利用しないこともあったように思われますが、今後より一層エンフォースメントが強化されることも踏まえ、その利用については専門家とも真剣に検討していく必要があると思われます。

なお、上記Ⅲ.2 及びⅣ.1 に記載のとおり、本項記載の各事例ではいずれも複数の違反行為が認められたにもかかわらず、課徴金額は、シンシアに対し 32 万円、A に対し 40 万円、和円商事に対し 26 万円、サカイ及びサンワに対し 10 万円とそれぞれ非常に低い金額となっています。エンフォースメントの強化という観点からは、課徴金の額の水準について、改めて見直すことも検討に値するよう思われます。

CAPITAL MARKETS BULLETIN

セミナー情報

- セミナー 『有価証券報告書におけるサステナビリティ開示セミナー』

配信期間 2024年10月7日（月）～2025年1月6日（月）

講師 宮田 俊

主催 宝印刷グループ／株式会社宝印刷 D&IR 研究所
- セミナー 『サイバーセキュリティリスクと平時・有事における情報開示（第99回監査役全国会議）』

開催日時 2024年10月11日（金）13:30～15:00

講師 蔦 大輔

主催 公益社団法人日本監査役協会
- セミナー 『上場企業エクイティ・ファイナンス実務基礎講座～基本的な手順・書類・スケジュールから注意すべきポイント、最近の動向まで～』

配信期間 2024年11月1日（金）10:00～2024年12月26日（木）17:00

講師 宮田 俊

主催 株式会社プロネクサス

文献情報

- 論文 「非上場スタートアップに新たな可能性 特定投資家私募制度による資金調達の実務ポイント」

掲載誌 旬刊経理情報 No.1715

著者 根本 敏光、山口 大貴、橘川 文哉（共著）
- 論文 「公開買付けの予告（予告 TOB）に関する事例分析（下）」

掲載誌 資料版商事法務 No.484

著者 笠間 周子、坂尻 健輔、保坂 泰貴、江角 航介、朝倉 利哉、岩佐 建希、内田 麻璃子、橘川 文哉、伊藤 竜之介（共著）
- 論文 「大量保有報告制度の改正と実務への影響」

掲載誌 旬刊商事法務 No.2368

著者 石綿 学、越智 晋平（共著）

NEWS

- 横浜オフィス業務開始のお知らせ

横浜オフィスは、弁護士法人森・濱田松本法律事務所の従事務所として、2024年8月19日より、正式に業務を開始いたしました。

CAPITAL MARKETS BULLETIN

横浜オフィスには、コーポレート・ガバナンスを含めた会社法全般、スタートアップ支援、M&A、訴訟・紛争等の分野において豊富な経験を有する河島 勇太 弁護士及び高津 洸至 弁護士が所属し、東京オフィスをはじめとする他の国内拠点に加えて、クロスボーダーのM&Aやアジア進出などの業務につきましては、ニューヨーク・北京・上海・シンガポール・バンコク・ホーチミン・ハノイ・ジャカルタ・ヤンゴン・マニラの各海外拠点及び提携事務所、当事務所所属の弁護士が滞在する各国の法律事務所と密に連携し、神奈川県のカライアントの皆様のご近くで、きめ細やかに最先端のリーガル・サポートを提供してまいります。

➤ **Who's Who Legal: Capital Markets 2024 にて高い評価を得ました**

Who's Who Legal: Capital Markets 2024 において、Debt and Equity カテゴリで鈴木 克昌、尾本 太郎、根本 敏光、田井中 克之が International Leader に選ばれました。

➤ **IFLR1000 2024 にて高い評価を得ました**

当事務所の各分野と弁護士が日本において以下の通り高い評価を受けております。

分野

JAPAN

- ・ Capital markets : Debt (Tier 1)
- ・ Capital markets : Equity (Tier 1)
- ・ Capital markets : Structured finance and securitisation (Tier 1)

弁護士

JAPAN

- ・ Capital markets
Market leader: 鈴木 克昌
Highly regarded: 武川 丈士
- ・ Capital markets -Debt
Highly regarded: 安部 健介、藤津 康彦、田井中 克之、石橋 誠之
- ・ Capital markets -Equity
Highly regarded: 安部 健介、尾本 太郎、宮田 俊、石橋 誠之
Notable practitioner: 天野 園子
Rising star partner: 佐伯 優仁、五島 隆文
- ・ Capital markets - Structured finance and securitisation
Market leader: 佐藤 正謙
Highly regarded: 諏訪 昇、小澤 絵里子、江平 享、根本 敏光
Rising star partner: 倉持 喜史

CAPITAL MARKETS BULLETIN

- **asialaw 2024 にて高い評価を得ました**
当事務所は asialaw 2024 にて Outstanding firm として紹介され、当事務所と当事務所の弁護士が以下の分野及び業種において高い評価を得ております。
分野
JAPAN
・ Capital markets (Outstanding)
弁護士
JAPAN
・ Capital markets
Elite practitioner: 鈴木 克昌
Distinguished practitioner: 尾本 太郎、根本 敏光
Notable practitioner: 藤津 康彦
Rising star: 佐伯 優仁

- **Who's Who Legal: Japan 2024 にて当事務所の弁護士が選出されました**
Law Business Research が発行する Who's Who Legal: Japan 2024 にて、佐藤正謙、藤津 康彦、鈴木 克昌、尾本 太郎、熊谷 真和、根本 敏光、田井中 克之が Capital Markets 分野における National Leader に選出されました。